

## 川崎市上下水道局公告第 8 1 号

川崎市上下水道局業務委託に関するプロポーザル方式事務取扱要綱（平成 19 年 12 月 7 日 19 川水総契第 6 5 0 号）第 2 条第 2 号に基づく公募型プロポーザル方式により、働き方・仕事の進め方改革に向けた職場の課題分析業務委託の受託適格者を特定することについて、次のとおり公告します。

平成 3 0 年 1 0 月 9 日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

### 1 公募型プロポーザルに付する事項

#### (1) 委託件名

働き方・仕事の進め方改革に向けた職場の課題分析業務委託

#### (2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所第 2 庁舎 4 階、その他局が指定する場所

#### (3) 履行期間

契約の日から平成 3 1 年 3 月 2 2 日（金）まで

#### (4) 業務概要

本業務は、(2) に配置する川崎市上下水道局下水道部管路保全課を対象職場とし、次の業務を行うものです。

ア 課題の把握 対象職場における業務、執行体制等についての管理職へのインタビュー等による課題設定

イ 課題の把握 対象職場における業務、執行体制等についての課題の分析

ウ 分析結果の説明 課題分析の結果を対象職場に説明

エ 報告資料の作成 課題分析結果等の取りまとめ及び報告資料の作成

オ 本事例の局内における共有 本事例について局内共有を行う場を設け

るための資料作成等の支援

## 2 プロポーザル方式参加資格に関する事項

この公募型プロポーザル方式に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「その他業務」・種目「その他」で登録されている者であること。

## 3 プロポーザル方式実施説明書・参加意向申出書等の配布及び提出

この公募型プロポーザル方式の実施説明書（様式集を含む。）は、(1)の場所及びホームページ（<http://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000100472.html>）で配布します。

また、この公募型プロポーザル方式に参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加意向申出書（川崎市上下水道局業務委託に関するプロポーザル方式事務取扱要綱（平成19年12月7日19川水総契第650号。以下「要綱」という。）第3号様式。以下「参加意向申出書」という。）を提出しなければなりません。

### (1) 配布及び提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所第2庁舎3階）

川崎市上下水道局総務部庶務課

電話 044-200-0534

## (2) 配布期間

平成30年10月9日から平成30年10月16日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (3) 提出期間

平成30年10月9日から平成30年10月17日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (4) 提出方法

(1) の場所に持参してください。なお、郵送による提出は受け付けません。

## 4 実施説明書に関する質問及び回答

### (1) 質問

実施説明書に関する質問がある場合は、次のとおり質問書（書式は任意とする。）を提出してください。

なお、評価基準に関する質問は受け付けません。

#### ア 提出期間

平成30年10月9日から平成30年10月11日まで

#### イ 提出方法

実施説明書11(2) のとおり電子メールを送付してください。

### (2) 回答

質問書を提出した全ての者に対し、全ての質問及び回答を一覧にして電子メールで送付します。

ア 回答日 平成30年10月15日

## 5 参加資格確認結果通知書等の交付

参加意向申出書を提出した者には、次により参加資格確認結果通知書（要綱第4号様式）を交付します。また、参加資格が「有」と認められた者（以下「参加資格者」という。）には、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（要綱第2号様式。以下「要請書」という。）を交付します。

なお、参加資格確認結果通知書等の郵送は行いません。

(1) 交付場所

3 (1) に同じ

(2) 交付日時

平成30年10月19日 午後1時から午後5時まで

(3) 非参加資格者の説明の請求及び回答

非参加資格者と通知された者が、その理由について疑義が生じた場合は、次により書面（書式は任意とする。）で説明を求めることができます。

ア 請求期間

平成30年10月19日から平成30年10月23日まで

イ 請求方法

実施説明書11 (2) のとおり電子メールを送付してください。

(4) 説明請求に対する回答

次により電子メールで回答します。

ア 回答日 平成30年10月25日

6 技術提案書等の提出

参加資格者は、実施説明書に基づき、技術提案書等を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3 (1) に同じ

(2) 提出期間

平成30年10月22日から平成30年10月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出方法

3(1)の場所に持参してください。なお、郵送による提出は受け付けません。

(4) 提出資料

ア 技術提案書 1部

イ 技術提案書に関連する添付資料 1部

ウ 上記ア及びイの電子データ 1部

7 技術提案書作成に関する質問及び回答

(1) 質問

技術提案書作成に関する質問がある場合は、次のとおり質問書（書式は任意とする。）を提出してください。

なお、評価基準に関する質問は受け付けません。

ア 提出期間

平成30年10月22日から平成30年10月24日まで

イ 提出方法

実施説明書11(2)のとおり電子メールを送付してください。

(2) 回答

質問書を提出した全ての者に対し、全ての質問及び回答を一覧にして電子メールで送付します。

ア 回答日 平成30年10月26日

8 技術提案書作成の留意事項

参加資格者は、実施説明書5に示す業務内容について、実施説明書15に

留意して明確かつ可能な限り具体的に提案を記述し、技術提案書を作成してください。

## 9 技術提案内容に対するヒヤリング

提出された提案書等の内容に対し、次の方法によりヒヤリングを実施します。

### (1) 実施方法

提案書等の内容に関して、各参加資格者によるプレゼンテーションを実施し、質疑応答を行うこととします。

### (2) 実施日時・場所

平成30年11月中旬（各参加資格者に対して別途通知します。）

## 10 プロポーザル方式の評価方法

このプロポーザル方式の評価は、提案書等（添付書類を含みます。）及びヒヤリングにより行うこととし、実施説明書に示す評価項目及び基準に基づき、評価点の総合計により総合評価点を算出します。

### 11 受託適格者の特定方法

#### (1) 特定方法

このプロポーザル方式における受託適格者は、提案評価点の配分の6割以上を獲得した者のうち、10により算出した総合評価点の最も高い者とします。ただし、総合評価点の最も高い者が2人以上いる場合は、技術提案の内容に係る点が最も高い者を受託適格者とします。また、技術提案の内容に係る点も同点である場合は、くじにより受託適格者を特定します。

なお、受託適格者として特定された者が契約締結までに辞退した場合、または参加資格を喪失した場合は、その者を除いて、総合評価点の最も高い者を受託適格者とします。

#### (2) 受託適格者の対象外とする場合

次に示す項目に該当する場合は、総合評価点によらず受託適格者の対象外とします。

ア 局が技術提案書等に記載を求める各評価項目に対して記述がないとき  
または無関係記述など不適切な内容を記述したとき。

イ 提案価格が当局の提示した上限価格を超えている場合

ウ 契約締結までに参加資格を喪失した場合

### (3) 受託適格者の提案価格

受託適格者となるべき者の提案価格が、契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合は、当該適格者を除き、総合評価点が最も高い者を受託適格者とすることがあります。

### (4) 結果通知書の交付

1 2 に示す参加資格喪失者を除き、技術提案書を提出した者全てに対し、評価の結果について「結果通知書（第8号様式）」を交付します。

なお、結果通知書の郵送は行いません。

ア 交付場所

3 (1) に同じ

イ 交付日時

平成30年11月中旬（各参加資格者に対して別途通知します。）

### (5) 説明請求

受託適格者に特定された者以外の者が、特定されなかった理由について疑義が生じた場合は、次により書面（書式は任意とします。）で説明を求めることができます。

ア 請求期間

結果通知書交付日から2開庁日以内

イ 請求方法

実施説明書 1 1 (2) のとおり電子メールを送付してください。

ウ 説明請求に対する回答

電子メールで回答します。

1 2 参加資格の喪失

(1) 参加資格の喪失

参加資格者が契約を締結する期限までの間において、次のいずれかに該当する場合は、参加資格を失うものとし、参加資格を失う者（以下「参加資格喪失者」という。）が既に提出した提案書等は無効とします。また、参加資格喪失者に対しては、参加資格を失う理由を「参加資格喪失通知書（要綱第 7 号様式）」により通知します。

ア 2 の資格要件を満たさなくなったとき。

イ 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき。

ウ 評価委員会の委員となった者の援助を受けて提案書及びその関係書類を作成したとき。

(2) 参加資格喪失者の説明の請求及び回答

参加資格喪失者は、その理由について疑義が生じた場合は、次により書面（書式は任意とします。）で説明を求めることができます。

ア 請求期間

参加資格喪失通知書交付日から 2 開庁日以内

イ 請求方法

実施説明書 1 1 (2) のとおり電子メールを送付してください。

ウ 説明請求に対する回答

電子メールで回答します。

1 3 その他

(1) このプロポーザル方式において使用する言語及び通貨は、日本語及び日

本国通貨に限ります。

- (2) このプロポーザル方式は、実施説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札心得等に定めるもの及び本案件の公告によるものとします。
- (3) このプロポーザル方式は、参加資格者が1者となったとき中止します。  
ただし、上下水道事業管理者が認める場合は、その限りではありません。
- (4) このプロポーザルの参加申し込み後、辞退する場合は、書面（書式は任意とします。）により申し出てください。
- (5) このプロポーザル方式において、参加資格者から提出された提出資料、提案書等は、原則として返却しません。なお、これらの提出書類等は、受託適格者の特定以外の目的で使用しません。
- (6) このプロポーザル方式において、提案書の作成・提出及びヒヤリングへの参加等に必要な費用は、参加者の負担とします。
- (7) このプロポーザル方式において配布する実施説明書及びその他の資料等は、プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (8) このプロポーザル方式において提示された提案価格は、本業務委託における予定価格の根拠資料とします。
- (9) 受託適格者は、当局との契約交渉において、速やかに提案内容の詳細について協議を行ってください。
- (10) 受託適格者特定後、提案書作成時には想定されなかった理由により、業務内容、費用等を変更する必要がある場合は、当局との協議により必要と認められる場合に限り、内容を変更することができます。
- (11) 受託適格者は、契約締結後、速やかに業務準備に着手してください。
- (12) 契約締結後、業務開始までに必要な準備は、受託者の費用により実施してください。

(13) その他、詳細事項等について疑義が生じた場合は、当局と協議のうえ  
決定します。